

不用品（使用済 Windows 端末等・再資源化）売却仕様書

1 案件名

不用品（使用済 Windows 端末等・再資源化）売却

2 概要

GIGAスクール構想下で整備され、再資源化が可能な Windows 端末及び通電不可、画面割れ、破損等により故障したタブレット端末の売払いについて定める。

3 機種

- ① iPad 第7世代 Wi-Fi モデル（型番：MW752J/A）
- ② dynabook K50（型番：A6K1FPV43111）

4 数量

- ① 1, 764 台
- ② 10, 533 台

5 条件

- (1) 買受人は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、契約時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。
- (2) 買受人は、入札前に市（教育会館）に連絡、調整のうえ、別紙に記載の保管場所にて端末の現物を確認すること。現物確認をしなくても入札に参加することはできるが、この場合端末の状態を確認しているものとする。現状有姿のままの渡しとし、引渡し後、市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 端末の所有権は、買受人が代金を完納した時に、市から買受人に移転するものとする。
- (4) 買受人は、代金完納後、速やかに端末を引き取ること。なお、引渡し後の諸費用は買受人の負担とする。

- (5) 引渡し場所は、別紙に記載の保管場所（豊橋市立中学校20校及び教育会館の計21カ所）とする。また、事前に引取りスケジュールを市（教育会館）へ提出すること。
- (6) 買受人は、回収に必要な梱包箱等を、別紙に記載の保管場所へ事前に提供すること。なお、端末の梱包は市で行い、各保管場所内の1カ所に集約しておく。もしくは、買受人が各保管場所へ出向き、梱包から回収まで行うこと。
- (7) 付属品（ACアダプタ等）についても一緒に引取ること。その場合、付属品の数は端末の台数と同数であると限らない。
- (8) 文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに基づき、破壊によるデータ消去を行い、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を市（教育会館）へ提出すること。
- (9) 端末の再資源化は法律等に基づき適切に行うこと。

4 連絡先

豊橋市役所 教育部 学校教育課 教育会館

〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町3番地22

担当：袴田

電話：0532-33-2113 FAX：0532-33-1631

Mail：gakkoukyoiku@city.toyohashi.lg.jp

豊橋市役所 財務部 契約検査課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

担当：伊藤

電話：0532-51-2150 FAX：0532-56-5839

Mail：keiyakukensa@city.toyohashi.lg.jp

再資源化Windows端末等保管場所

No.	学校名	所在地
1	豊岡中	豊橋市中岩田一丁目5-2
2	東部中	豊橋市飯村北四丁目1-2
3	東陽中	豊橋市岩崎町字野田1-2
4	中部中	豊橋市舟原町154
5	豊城中	豊橋市今橋町2-1
6	青陵中	豊橋市牛川町字洗島108-1
7	羽田中	豊橋市西羽田町43-1
8	牟呂中	豊橋市神野新田町字イノ割1-3
9	吉田方中	豊橋市高洲町字長弦73-1
10	南部中	豊橋市北山町字東浦1-4
11	高師台中	豊橋市西幸町字浜池328
12	本郷中	豊橋市高師本郷町字竹ノ内90-1
13	南稜中	豊橋市植田町字の場50
14	北部中	豊橋市下地町字長池1
15	前芝中	豊橋市前芝町字塩見1
16	石巻中	豊橋市石巻本町字出口1
17	二川中	豊橋市二川町字西向山41-10
18	五並中	豊橋市細谷町字北芋ヶ谷30-44
19	高豊中	豊橋市伊古部町原24-1
20	章南中	豊橋市老津町字宮脇15-2
21	教育会館	豊橋市神野心頭町3-22